

《発熱外来》

開設時間)毎日8:30-17:30

担当および設置場所)

①平日 担当看護師:当番制 駐在場所:警備員室

担当医師:当番制

発熱外来:栄養相談室(栄養管理側)

②休日 担当看護師:救急外来担当

担当医師:日直医

発熱外来:皮膚科外来

目的)発熱相談センターを経由、または直接来院の発熱者から、新型インフルエンザ患者(疑似症も含む)を発見し、治療を行うとともに自宅待機を要請する。

《対応詳細》

I : 発熱相談センター

1)問診で発熱外来受診が必要と判断した場合、受診者に以下のことを通知する。

①南会津病院の対応窓口の電話番号

平日:0241-62-7111(内線 117)

休日:0241-62-7181

②発熱外来受診時間:8:30-17:30(それ以降は県立会津総合病院の対応となる)

③受診前に必ず電話で連絡を入れること。

④マスクがあれば、装着の上受診すること。

2)受診予定者が発生したことを南会津病院へ連絡する。

電話番号:上記

II : 発熱外来開設時間内(平日)

1: 発熱外来受診予定者来院時の対応

【発熱相談センター経由】

1)受診依頼電話への対応:警備員室に駐在する担当看護師が電話対応に当たる。

①氏名・年齢・性別・生年月日・当院受診歴があればIDを聴取する。

②受診予定時間を聴取する。

③受診方法を伝達する。

- ①来院後、警備員室に駐在する担当看護師に声をかけ、指示に従うこと。
- ②マスクを着用して来院のこと。

④担当医に連絡し、受診者の到着予定時刻を伝える。

2)事前にカルテを準備しておく。(成人:内科、小児:小児科)

3)担当医師・看護師は受診者の到着時間に合わせPPE等準備し、待機する。

4)受診者が到着したら、薬局カウンターの前を通り発熱外来に誘導する。マスク未着用の場合は、備え付けのマスクを着用させる。

【直接来院者】

- 1) 警備員室に駐在する担当看護師が直接対応に当たる。
 - ① 発熱外来に誘導する。
 - ② 問診を行い、内容を担当医師に電話で報告する。
- 2) 担当医師は、報告された問診内容から発熱外来対応が必要かどうか判断する。
・該当→発熱外来で診察
・非該当→一般外来へ誘導

2: 発熱外来での診療

1) 担当医

- ① 問診でインフルエンザが疑われるかどうか再確認する。
(明らかにインフルエンザを除外可能な場合は一般外来へまわす。)
- ② 一般的な診察を行い、所見をカルテに記載する。
- ③ インフルエンザ迅速診断キットで検査をする。(咽頭ぬぐい液又は鼻汁)
- ④ 迅速診断キットの結果を踏まえ、最終的に疑似症患者と診断した時は、保健所に連絡する。
ア) A(+)かつB(−)⇒疑似症患者
イ) A(−)かつB(−): 臨床的に新型インフルエンザ感染が強く疑われる⇒疑似症患者
ウ) A(−)かつB(+): 季節性インフルエンザ患者(新型否定)として一般外来へまわす。
- ⑤ ア)イ)に該当する場合は、南会津保健所に連絡し、その後の対応について協議する。

☎ 0241-63-0313

2) 保健所

- ① 担当医からの連絡を受け、詳細検査が必要な場合は担当職員を派遣する。
- ② 病院到着後、確定診断のための検体(咽頭ぬぐい液または鼻汁)採取を医師に依頼する。
- ③ 採取した検体を適正に処理し、地方衛生研究所へ送付する。
- ④ “新型インフルエンザ発生届”を用いて厚労省に届出を行うとともに、積極的疫学調査を行う。

3: 疑似症患者への対応

1) 入院が必要な重症患者の入院先医療機関

- ① 成人: 県立会津総合病院
- ② 小児: 竹田総合病院
- ③ 妊婦: 会津中央病院

* 担当医は受け入れ先病院へ電話連絡し、受け入れが可能かどうか確認する。

受け入れ可能な場合は、発生届けのコピーを紹介状として持たせ、保健所の移送車または
(酸素投与等が必要時)消防の救急車で搬送する。

2) 入院が必要でない軽症者

患者に必要な治療を行い、感染拡大防止のための指導を行い、自宅療養を指示する。
(治療については、後述)

Ⅲ: 発熱外来開設時間内(休日)

1: 発熱外来受診予定者来院時の対応

【発熱相談センター経由】

- 1) 受診依頼電話への対応: 救急外来担当看護師が電話対応に当たる。
 - ① 氏名・年齢・性別・生年月日・当院受診歴があればIDを聴取する。
 - ② 受診予定時間を聴取する。
 - ③ 受診方法を伝達する。

- ①来院後、救急外来担当看護師に声をかけ、指示に従うこと。
- ②マスクを着用して来院のこと。

- ④担当医に連絡し、受診者の到着予定時刻を伝える。
- 2)事前にカルテを準備しておく。(成人:内科、小児:小児科)
- 3)担当医師・看護師は受診者の到着時間に合わせPPE等準備し、待機する。
- 4)受診者が到着したら、皮膚科外来に誘導する。マスク未着用の場合は、備え付けのマスクを着用させる。

【直接来院者】

- 1)救急外来担当看護師が直接対応に当たる。

- ①皮膚科外来に誘導する。
- ②問診を行い、内容を担当医師に電話で報告する。

- 2)担当医師は、報告された問診内容から発熱外来対応が必要かどうか判断する。

- ・該当→皮膚科外来で診察
- ・非該当→救急外来へ誘導

- 2:発熱外来での診療:平日に準ずる。

- 3:保健所の対応:平日に準ずる。

IV 発熱外来開設時間外(17:30以降)

- 1)17:30以降の発熱外来対応は、県立会津総合病院になる。

- 2)玄関に案内表示をし、発熱者や新型インフルエンザへの感染を心配する来院者には、発熱相談センターに電話をかけ(携帯電話または院内の公衆電話)、その指示に従うように誘導する。

8:30-17:30 ☎0241-63-0306

17:30- 8:30 ☎090-6225-9489

- 3)その結果、発熱外来受診が必要なものは、県立会津総合病院を受診する。

- 4)発熱外来非該当者は、当院救急外来で対応する。

【特殊対応】下記の事例への対応

- ・案内に気づかず救急外来まで行ったもの
 - ・玄関施錠以降電話なしで受診した者について
- ①救急外来側中央処置室の入口を常時閉鎖しておく。
 - ②入口にインターホンを設置する。
 - ③対面またはインターホンを介して問診を行い、要精査例に該当する場合は、県で開設する相談窓口に電話をかけ、その指示に従うように説明する。(電話番号上記)
 - ④要精査例に該当しない場合は救急外来で対応する。

《治療について》

発熱外来ではでの対応は下記を原則とする。

- 1)会津総合病院へ転送する者→治療は転院先で行う。

- 2)自宅待機する者→同意により抗インフルエンザ薬を処方する。

- * 10代未満者にはできればルレンザを投与する。

喘息や薬剤アレルギー等でルレンザの投与ができない場合は、タミフルの投与を考慮してもよいが、異常行動について十分に説明し、同意をとること。

*タミフル投与の同意書・ルレンザ使用上の注意は、別紙様式準備

- 3)感染拡大防止の観点から薬剤は、発熱外来で手渡す。(発熱外来に在庫)

タミフル投与量

・成人(37.5Kg 以上):150mg(1C=75mg)2×5 日間

・小児:4mg/Kg 2×5 日間

*カプセルは準備室に常備する(3人分=30C位?)。

*小児用DSについては、院内薬局で調剤する。(17時以降は、救急外来常備薬を使用)

リレンザ投与量

・4歳以上:20mg 2×5 日間

《会計について》

感染拡大防止の観点から、疑似症患者の会計は、夜間・休日と同様に後日とする。

(会計についてのパンフレットを渡す)

《個人防護具(PPE)について》

1)診察(検体採取):サージカルマスク、ガウン、手袋(2重)、フェイスシールド

2)診察介助・レントゲン撮影:サージカルマスク、手袋

3)問診・説明・事務対応:サージカルマスク

*常に手指衛生を忘れずに!

*手袋は1処置毎に、その他のPPEは一連の診療行為ごとに交換すること。